

「保育所保育指針の全部を改正する件」に関する意見

意見の趣旨

保育所保育指針改訂案は、子どもの思想・良心の自由を侵害することから、これに反対する。

意見の理由

1 はじめに

自由法曹団は、基本的人権をまもり民主主義を強め、平和で独立した民主日本の実現に寄与することを目的として、1921年に設立された、現在全国で約2100名を超える弁護士を擁する任意団体である。自由法曹団は、これまでも法律家による団体としての立場から教育問題委員会を中心に教育問題に取り組んできた。法律に携わる立場から、この度の保育所保育指針改定案に、以下の理由から強く反対する。

2 子どもの思想・良心の自由を侵害する

(1) 保育所保育指針改訂案

保育所保育指針改訂案では、3歳児以上の保育の内容やその取扱いとして、「保育所内外の行事において国旗に親しむ」ことや、文化や伝統に親しむ際に「国歌」などを取り扱うことが新たに記載された。

(2) 愛国心の押し付けは思想・良心の自由を侵害する。

上記の保育所保育指針の改訂は、同時に進められている幼稚園教育要領の改訂内容と全く同一である。現在同時並行で進められている小学校及び中学校の学習指導要領改訂案で、子どもたちに愛国心を持つこと自体を要求していることからすれば、保育所で日の丸・君が代を取り扱うことによって、早い段階から子どもたちへ国家への帰属意識を醸成し、「国を愛する心をもつこと」の徹底をはかっているものである。

このような愛国心の押し付けは、まさに戦前の教育を想起させるものである。本来、子どもたちに、物事を批判的に検討し考察する力を育み、権利主体として成長し発達することを支える教育が、戦前は逆に、愛国心な

どの国に都合の良い価値観を子どもに植え付ける手段となっしまい、国の政策に対して批判的に検討する力を奪い、権力の暴走により、戦争に突き進むことになった。このことに対する、痛切な反省から戦後の学校教育は出発したはずであり、再び愛国心を子どもに植え付ける教育へ回帰することは許されない。

そもそも、子どもにも思想・良心の自由（憲法19条、子どもの権利条約14条）が保障されることは言うまでもない。何かを愛するとは専ら個人の心情にかかわる事柄であり、何を愛すべき対象とするかは当該個人の自由であり、思想・良心の自由として絶対的に保障されなければならない。国を愛するかどうかも、それを決めるのは子ども自身であり、国家から強制されることはあってはならない。

日の丸・君が代に対する考え方も国民の間で様々に分かれているのであって、それを「親しむ対象」ないし「良きもの」として、一方的に子どもに押し付けることは容認できない。ましてや、今回の改訂案が対象となるのが、未だ批判能力が十分に備わっていない幼児であることからすれば、日の丸君が代を「親しむ対象」ないし「良きもの」との観念を押し付け、国家への帰属意識を植え付けることは、なおさら許されない。

保育所保育指針改訂案で、日の丸・君が代に親しむとしている点は、子どもの思想・良心の自由を侵害するものである。

したがって、上記のような記載は削除されるべきである。

3 まとめ

以上のとおり、保育所保育指針改訂案は、子どもの思想・良心の自由を侵害することから、自由法曹団はこれらの改訂案に反対する。

2017年3月15日

自 由 法 曹 団
教 育 問 題 委 員 会